周波数帯	不要発射の強度の許容値	
	任意の１MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の１MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
1,600MHz未満	－90dB以下の値	－84dB以下の値
1,600MHz以上2,700MHz未満	－85dB以下の値	－79dB以下の値
2,700MHz以上7.25GHz未満	－70dB以下の値	－64dB以下の値
7.25GHz以上8.5GHz未満	－59.3dB以下の値	－35dB以下の値
8.5GHz以上10.25GHz未満	－60dB以下の値	－35.7dB以下の値
10.25GHz以上10.6GHz未満	－70dB以下の値	－64dB以下の値
10.6GHz以上10.7GHz未満	－85dB以下の値	－79dB以下の値
10.7GHz以上11.7GHz未満	－70dB以下の値	－64dB以下の値
11.7GHz以上12.75GHz未満	－85dB以下の値	－79dB以下の値
12.75GHz以上	－70dB以下の値	－64dB以下の値

［44～64　略］

［44～64　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～十一の三十一　略］ 十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［十二～四十六　略］ 四十七　施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～十一の三十一　同上］ ［新設］ ［十二～四十六　同上］ 四十七　施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局（以下「超広帯域無線システムの無線局」という。）に使用するための無線設備であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの